

第 1 章 総 説

2 ごみ減量・リサイクルの推進

(1) はじめに

今日、深刻化する地球規模の環境問題については、世界や国レベルでの対応もさることながら、地方自治体が果たすべき役割の重要性は大変高まっており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律においても、市町村は一般廃棄物の処理責任を有し、その処理計画を定めなければならないと規定されている。

そこで、本市では「ごみを出さない社会、そしてすべてのものが資源として活用される社会」を目指すべき理想の姿と定め、平成 16 年（2004 年）3 月に「ごみ減量・リサイクル推進基本計画」を策定し、市民・事業者・行政の各主体がそれぞれの役割を担い、ごみの発生抑制、リサイクルの推進に取り組んできた。

さらに、平成 23 年（2011 年）3 月に「市民・事業者・行政の三者協働により、ごみを出さない、資源を生かす循環型社会の構築を目指します」を基本理念とする「熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、循環型社会の構築に向けた取組を一層促進することとした。

本計画は、中間年次である平成 27 年度（2015 年度）に中間見直しを実施し、富合地区と城南地区を計画区域へ編入するとともに、成果指標ごとに設けられた目標値達成のため既存施策の強化や新規施策を追加した。また、し尿及び浄化槽汚泥の発生源となる生活排水処理に係る「生活排水処理基本計画」を加え、計画全体を「熊本市一般廃棄物処理基本計画」として改定した。

なお、本計画は令和 2 年度（2020 年度）中に改定予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、審議会開催や飲食店等の事業ごみの現況把握が困難であったため、計画期間を 1 年延長し策定作業を 1 年先送りにした。

(2) 熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の中間見直し

平成 27 年度（2015 年度）に中間見直しを行い、各成果指標の目標値達成に向けて、「富合地区・城南地区を含めた将来予測の見直し」、「新西部環境工場稼働に伴う新たな役割の付与」、「目標達成のための新たな施策の追加」を行うとともに、し尿及び浄化槽汚泥の発生源となる生活排水処理に係る「生活排水処理基本計画」を加え、計画全体を「熊本市一般廃棄物処理基本計画」として改定した。

なお、本計画は、令和 3 年度（2021 年度）が最終年度であることから、附属機関である「一般廃棄物処理基本計画策定委員会」を設置し、令和 3 年度（2021 年度）中に改定を行う。

(3) 熊本市一般廃棄物処理基本計画

① ごみ減量・リサイクルへの積極的な参画と協働の推進

施策の立案・実施・評価のそれぞれの段階において、市民、事業者が関わりを持つことができる仕組みを整えるとともに、環境学習・環境教育の充実や積極的な情報提供に取り組む。

(ア) 環境学習・環境教育の充実

出前講座の充実や新西部環境工場の多彩な環境学習機能の活用等により、ごみ問題に率先して取り組むことのできるひとつづくりや組織づくりを進める。

(イ) 市民・事業者の自主的活動の促進

市民・事業者への啓発及び地域団体や市民活動団体の活動に対して支援を行うことにより、市民・事業者のごみ減量やリサイクル、環境に配慮した消費活動などの自主的活動を促す。

(ウ) 市民・事業者への情報提供

市の広報媒体やメディアを活用し情報を適時提供するとともに、ごみゼロコール等の情報発信機能も充実させる。

② 発生抑制・再使用・再生利用の取組の促進

市民や事業者に対し、ごみの発生抑制に向けた消費活動や事業活動を働きかけるとともに、市が収集している大型ごみの再使用の仕組みやデポジット制の周知を図ることにより、発生抑制や再使用の取組を促進する。また、ごみの再生利用については、現状の検証を行うことによって、新たな分別収集やリサイクル対象品目の調査を進める。

(ア) 発生抑制（リデュース）の促進

市民や事業者に対し、具体的な取組事例を紹介するなど、ごみの発生抑制に資する消費活動や事業活動に取り組むよう働きかける。

(イ) 生ごみの発生抑制とリサイクルの促進

家庭用生ごみ処理機やコンポスト容器の購入費助成制度を拡大させるとともに、実践講座を実施する。また事業者に対しては「食品ロス」の削減や食物廃棄物の分別収集やリサイクルについての適切な助言を行う。

(ウ) 再使用（リユース）の促進

市が収集する大型ごみの再使用の仕組みづくりやデポジット制度の周知に取り組む。

(エ) 再生利用（リサイクル）の拡大

ごみ分別マニュアルの作成などにより、更なる分別徹底を促すとともに、新たなリサイクル対象品目追加に向け調査等を実施する。

(オ) 集団回収・拠点回収の充実

集団回収の助成金制度の見直しに取り組み、活動の活性化を図る。また拠点回収の回収場所の増設などの仕組みの見直しを行う。

(カ) 再生品の使用拡大

再生品に関する情報を適宜収集し、得た情報を積極的に市民に対して発信する。

(キ) 行政による率先行動

市庁舎や市の出先機関において、ごみの発生抑制、再使用、再生利用ならびに再生品の使用に率先して取り組む。

③ 適正かつ環境に配慮したごみ処理体制の確立

実情に応じた収集運搬のあり方を検証し、効率的なごみ収集運搬体制を確立させるとともに、中間処理施設及び最終処分場については、設備の耐用年数や今後の処理量を見込み、計画的な施設整備を行う。また、基本計画や一般廃棄物処理実施計画におけるごみ発生量の予測などに応じて、一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者数の適正化を図る。

④ 成果指標と目標値（植木地区を除く）

成果指標 1 市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量（15%削減）

1,037 g/人・日[平成 21 年度（2009 年度）]

→ 881 g/人・日[令和 2 年度（2020 年度）]

未達成【令和 2 年度（2020 年度）実績：951 g/人・日】

成果指標 2 市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ処理量（資源化された量を除く。）（20%削減）

562 g/人・日[平成 21 年度（2009 年度）]

→ 450 g/人・日[令和 2 年度（2020 年度）]

未達成【令和 2 年度（2020 年度）実績：466 g/人・日】

成果指標 3 家庭ごみのリサイクル率

16.5%[平成 21 年度（2009 年度）]

→ 30%[令和 2 年度（2020 年度）]

未達成【令和 2 年度（2020 年度）実績：25.6 %】

成果指標 4 事業ごみの処理量（25%削減）

95,399 t/年[平成 21 年度（2009 年度）]

→ 71,549 t/年[令和 2 年度（2020 年度）]

未達成【令和 2 年度（2020 年度）実績：90,863 t/年】

成果指標 5 年間のごみ埋立処分量（35%削減）

7,526 t/年[平成 21 年度（2009 年度）]

→ 4,891 t/年[令和 2 年度（2020 年度）]

未達成【令和 2 年度（2020 年度）実績：5,350 t/年】

参考指標 1 ごみ焼却に伴う温室効果ガスの排出量（30%削減）

92,005 t CO₂/年[平成 21 年度（2009 年度）]

→ 64,403 t CO₂/年[令和 2 年度（2020 年度）]

未達成【令和 2 年度（2020 年度）実績：64,993/年】

3 適正なごみ処理の実施

(1) 現状と課題

排出されたごみの適正処理は、健康的な市民生活を営む上で最も基礎的なことであり、本市は効率的なごみ収集体制の確立や計画的な処理施設の整備、さらには環境負荷にも配慮し、ごみの適正処理の推進に努めてきた。

今後は人口動態に注視したごみ処理量の見込みや中間処理施設及び最終処分場の供用年数を見据えながら、施設の維持補修等に努めるとともに、収集運搬、中間処理、資源化、最終処分のそれぞれの処理について民間処理業者との連携を図りながら、適正な体制を確立していく必要がある。

(2) 基本方針とその取組

① 効率的なごみ収集運搬体制の確立

家庭ごみ収集運搬業務の効率的な手法の一つとして一部民間委託を進めている。

委託拡大時期	拡大台数（パッカー車）
平成17年（2005年）4月	8台分
平成20年（2008年）4月	8台分
平成23年（2011年）4月	8台分
平成25年（2013年）4月	15台分
令和元年（2019年）4月	4台分
令和3年（2021年）4月	4台分

また、平成20年（2008年）4月に熊本地区の埋立ごみ及び大型ごみの直営収集部門であった蓮台寺クリーンセンターを分割し、北部・西部・東部の各クリーンセンターに統合した。

② ごみ処理施設の能力確保

(ア) 環境工場の施設整備

東西の両環境工場について、毎年の定期的な維持補修等により焼却処理能力の確保に努める。

東部環境工場については、供用開始後10年以上経過し、老朽化・機能低下等が見られたことから、施設の延命化のための大規模改修を平成19年度（2007年度）から平成22年度（2010年度）にかけて実施した。

さらに、西部環境工場については、昭和61年（1986年）の稼動以来20年以上経過し老朽化が進んだため、平成27年（2015年）12月でごみの受け入れを停止し、平成28年（2016年）3月に廃止した。代替施設として、平成24年（2012年）4月に新西部環境工場の施設整備に着工し、平成28年（2016年）3月に供用開始、9月に竣工した。

(イ) 最終処分場の能力確保

旧扇田環境センター[供用期間：昭和59年度（1984年度）～平成19年度（2007年度）]の隣接地に、新たな最終処分場（新扇田環境センター）を建設し、平成15年（2003年）6月から供用開始した。また、計画埋立容量を確保するため平成21年（2009年）10月から平成25年（2013年）3月まで第2期工事を行った。

③ 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対し、適正処理についての指導を強化するとともに、最終処分場周辺の地下水等の水質検査を行い、処理施設の適正管理を指導する。

4 し尿等の適正処理

(1) 現状と課題

快適な生活環境の向上と川や海などの水質を守るために、「熊本市総合計画」において合併処理浄化槽を公共下水道と並んで基幹的な施設と位置付けており、下水道の整備が見込まれない地域を対象に合併処理浄化槽の整備の促進を行っている。今後は、台所、風呂などの生活雑排水が処理されないまま放流されている単独処理浄化槽世帯及びくみ取り世帯に対する合併処理浄化槽への転換の推進、さらに既存浄化槽の適切な維持管理、並びに処理施設等の適正確保と安定的な運用が課題となっている。

(2) 基本方針とその取組

① 合併処理浄化槽の整備促進

今後も、国の小型合併処理浄化槽の設置に対する補助制度を最大限に活用し、特に熊本市公共下水道事業計画区域外における合併処理浄化槽の整備を促進する。

② 浄化槽等の適正管理

法定検査、保守点検及び清掃などの浄化槽の適正管理を推進するため、一括維持管理契約（4者契約）の普及促進、文書による指導や立入検査等を積極的に行う。

③ し尿収集及び処理体制の維持

し尿収集業者との連携強化はもとより、本市における将来のし尿処理のあり方を明確にすることで、適正な収集・処理体制を確保する。

(3) 施策指標

汚水処理率 95.6%[平成27年度（2015年度）基準値]

→ 97.4%[令和5年度（2023年度）検証値]

（下水道処理人口＋合併処理浄化槽人口＋農業集落排水人口）／行政人口

（参考）令和2年度（2020年度）末 汚水処理率 97.1%

【内訳】	公共下水道	90.3%
	合併処理浄化槽	6.2%
	農業集落排水	0.6%

5 事務分掌

令和3年(2021年)4月1日時点

組 織	事務分掌
廃棄物計画課	<ol style="list-style-type: none"> (1) 部内事務の連絡調整に関すること。 (2) 廃棄物行政に係る総合的企画に関すること。 (3) 廃棄物処理手数料に関すること。 (4) 指定収集袋に関すること。 (5) ごみ収集に関すること(他課の所管に属するものを除く。) (6) 資源リサイクルに関すること。 (7) ごみに関する相談及び大型ごみの申込受付に関すること。 (8) 平成28年熊本地震による損壊家屋等の解体及び撤去に関すること(他課の所管に属するものを除く。) (9) 平成28年熊本地震による災害廃棄物の処理等に関すること。 (10) 一般廃棄物処理基本計画策定委員会に関すること。 (11) 課内及びごみ減量推進課の庶務に関すること。
環境施設課	<ol style="list-style-type: none"> (1) 局の所管に属する環境施設等の整備に関すること。 (2) 局の所管に属する環境施設等の維持管理に係る技術支援に関すること。 (3) 循環型社会の形成推進に関すること。 (4) 西部環境工場の管理及び運営に関すること。 (5) 戸島ふれあい広場及び扇田ふれあい広場に関すること。 (6) 旧秋津浄化センターの施設設備の解体に関すること。 (7) 扇田環境センター(室)に関すること。 (8) 西部交流センターに関すること。
扇田環境センター	<ol style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物の埋立処分に関すること。 (2) 埋立地の管理に関すること。 (3) 埋立地周辺住民との連絡調整に関すること。
ごみ減量推進課	<ol style="list-style-type: none"> (1) ごみ減量及びリサイクルの推進に関すること。 (2) 生活環境の美化に関すること(他課の所管に属するものを除く。) (3) 事業ごみ対策室(室)に関すること。 (4) 旧リサイクル情報プラザに関すること。
事業ごみ対策室	<ol style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物処理の指導及び監督に関すること(他課の所管に属するものを除く。) (2) 放置自動車防止対策に関すること(他課の所管に属するものを除く。) (3) 使用済自動車の再資源化に関すること。 (4) 放置自動車対策協議会に関すること。
北部クリーンセンター 西部クリーンセンター 東部クリーンセンター	<ol style="list-style-type: none"> (1) ごみの収集及び運搬に関すること。 (2) センターの施設及び車両の管理に関すること。 (3) ごみ出しルール及びごみ減量・リサイクルの啓発に関すること。 (4) 不燃物及び大型ごみの収集に関すること。
東部環境工場	<ol style="list-style-type: none"> (1) ごみの焼却処分に関すること。 (2) ばいじん及びごみの分析及び測定に関すること。 (3) 工場の施設及び設備の管理に関すること。 (4) 三山荘及び東部交流センターに関すること。
浄化対策課	<ol style="list-style-type: none"> (1) し尿処理の総合的企画に関すること。 (2) し尿処理業者の指導及び監督に関すること。 (3) 浄化槽の設置、保守点検及び清掃に関すること。 (4) 公衆便所に関すること(他課の所管に属するものを除く。) (5) 旧秋津浄化センターに関すること(他課の所管に属するものを除く。)
総務企画課 (廃棄物処理行政に関する事務分掌に限る。)	<ol style="list-style-type: none"> (1) し尿処理等に係る相談の受付に関すること。 (2) 一木地区汚水処理施設の管理及び運営に関すること(北区役所に限る。) (3) ふれあい収集の受付等に関すること。 (4) 家庭ごみ有料化支援袋の交付に係る届出の受付に関すること。 (5) ボランティアシールの交付に関すること。 (6) 植木地域におけるごみの収集運搬及び清掃指導に関すること(北区役所に限る。) (7) ごみ減量及びリサイクルの推進に関すること。 (8) 減量美化推進員及び減量美化功労者表彰に係る連絡調整等に関すること。 (9) 町内一斉清掃及びボランティア清掃に関すること。 (10) ごみステーション管理支援補助金の受付に関すること。 (11) へい死動物に係る連絡調整に関すること。 (12) ごみ収集に関する相談及び問い合わせに関すること。 (13) 廃棄物処理に係る相談、初動調査及び指導に関すること。 (14) 廃棄物手数料の減免に関すること(4)に掲げるもの及び他課の所管に属するものを除く。) (15) 旧下益城郡城南町の区域における水洗便所等改造工事費の助成に関すること(南区役所に限る。) (16) 旧城南町ごみ処理場跡地に係る水質検査に関すること(南区役所に限る。)

6 職員配置

令和3年(2021年)4月1日

課・班	部長級	課長級	主幹級	主査級	作業長	主任	主任主事	主事	主任技師	技師	副主任	業務技師	再任用職員	計
環境局資源循環部	2													2
廃棄物計画課		2												2
総務班				2			2							4
計画班				2			2			1				5
業務管理班				3				2					3	8
計		2		7			2	4		1			3	19
環境施設課		1												1
総務班				2										2
施設班			2	2					3	1			1	9
土木班			1	1					1					3
小計			3	5					4	1			1	14
扇田環境センター			2	2	1						2		6	13
計		1	5	7	1				4	1	2		7	28
ごみ減量推進課		2	1											3
ごみ減量班			1				1	2						4
事業ごみ対策室			1						1	3			3	8
計		2	3				1	2	1	3			3	15
北部クリーンセンター		1	1											2
作業班			1	1	4						31			37
啓発推進班			1								7		6	14
計		1	3	1	4						38		6	53
西部クリーンセンター		1	1											2
作業班				1	4		2				36			43
啓発推進班			1								4		4	9
計		1	2	1	4		2				40		4	54
東部クリーンセンター		1	1											2
作業班			1	1	4						34			40
啓発推進班			1								4		4	9
計		1	3	1	4						38		4	51
東部環境工場	1	1	1											3
管理班				2	1	4					5	1	11	24
技術班			3						2	1				6
運転班			4	1					3	13			1	22
計	1	1	8	3	1	4			5	14	5	1	12	55
浄化対策課			1											1
総務班			1	1										2
指導班			1										3	4
計			3	1									3	7
合計	3	9	27	21	14	4	5	6	10	19	123	1	42	284

職 務	ごみ処理	276	燃やすごみ・埋立ごみ・大型ごみ・紙収集 ごみ出しルール等啓発	158
			埋立処分場等の施設整備	15
			焼却	55
			埋立	13
			管理	35
	し尿処理	8	管理	8